

空き家活用等支援システム掲載審査基準

(目的)

第1条 この基準は、空き家活用等支援システム掲載審査会（以下「審査会」という。）の審査に際して、必要な基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準は、空き家活用等支援システム掲載審査会設置運営要領第46条の審査基準とする。

(非掲載基準)

第3条 次に該当するときは、名簿に掲載することができない。

- (1) 過去の業務に関し、神戸市すまいとまの安心支援センター、関係行政機関、または所属団体に、複数または継続的に苦情相談の事実があるとき（申請者にその責がないことが明らかな場合を除く。）

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。